

## 船舶事故調査報告書

平成29年6月1日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年11月13日 08時30分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市御前崎港北東方沖 御前埼灯台から真方位056° 5.8海里付近 (概位 北緯34° 39.0′ 東経138° 19.4′)
事故の概要	漁船水八丸は、南進中、プレジャーボートMOSAは漂泊中、両船が衝突した。 MOSAは、船長が負傷し、右舷中央部外板に凹損等を生じ、また、水八丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 水八丸、14.84トン SO2-3576（漁船登録番号）、個人所有 15.90m (Lr) × 3.58m × 1.15m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和56年6月 B プレジャーボート MOSA、5トン未満 242-16886 静岡、個人所有 5.38m (Lr) × 1.95m × 0.87m、FRP ガソリン機関、44.10kW、平成3年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年8月14日 免許証交付日 平成26年8月14日 (平成32年8月13日まで有効) B 船長B 男性 56歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年6月13日 免許証交付日 平成25年6月13日 (平成30年6月12日まで有効)
死傷者等	軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷

	B 右舷中央部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか3人が乗り組み、平成28年12月20日08時25分ごろ底引き網を引き揚げ、次の漁場に向けて御前崎港北東方沖を約6ノットの対地速力で自動操舵により南進した。</p> <p>船長Aは、船首方に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、乗組員と共に後部甲板右舷側で魚の仕分け作業を行い、約5分ごとに後部甲板右舷側から周囲の見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、08時30分ごろ衝撃を感じて船尾方を振り返るとB船が見えたので、衝突したことを知り、B船の付近に引き返した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、08時10分ごろ機関を止め、船首からパラシュート型アンカーを投入し、船首を北方に向けて漂流を開始した。</p> <p>船長Bは、右舷側で釣りをしていたところ、B船に接近してくるA船を認めたが、漁船が声を掛けに来るものと思い、釣りを続けた。</p> <p>B船は、A船がB船との距離が約200mの距離となっても止まらず、約50mとなった際、A船の操舵室に人影が見当たらなかったため、船長Bが腕を振って大声で叫んだが、B船の右舷中央部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突により、船外に投げ出されたが、同乗者の手助けを得てB船に乗り込み、御前崎港に向けて操船した後、14日病院に赴き頸椎捻挫等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、後部甲板の右舷側からでは左舷船首方の見張りができていなかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、音響による信号を行うことができる手段として、救命胴衣の笛を備えていたが、本事故当時、船長Bは使用しなかった。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 A あり、B あり</p> <p>船体・機関等の関与 A なし、B なし</p> <p>気象・海象等の関与 A なし、B なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>A船は、御前崎港北東方沖を南進中、船長Aが、船首方に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、後部甲板で魚の仕分け作業を行い、時折後部甲板の右舷側から船首方を見ていたものの、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、パラシュート型アンカーを投入して釣りをしながら漂流中、船長Bが、A船が漂流中のB船に声を掛けに来るものと思い、音</p>

	<p>響による注意を喚起する信号を行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、御前崎港北東方沖において、A船が南進中、B船がパラシュート型アンカーを投入して漂泊中、船長Aが、船首方に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、後部甲板で魚の仕分け作業を行い、時折後部甲板の右舷側から船首方を見ていたものの、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船が漂泊中のB船に声を掛けに来るものと思い、音響による注意を喚起する信号を行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操船者は、航行中は見張りに専念すること。</li> <li>・ 救命胴衣の笛等を常時使用できるようにし、注意を喚起するために必要な場合は、信号を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

